

市長交際費の基準

(区分)

- ・ 御祝（市政に関わりのある団体等の総会・行事などに対するお祝い金）
- ・ 会費（市政に関わりのある団体等の総会、懇談会等への参加費用（会費が明記されているもの））
- ・ 弔事（市政関係者や職員およびその親族に係る葬儀等に対する香典等に係る経費）
- ・ 見舞い（市政関係者の見舞いに係る経費）
- ・ 激励金（市政に関わりのある個人、団体の活動に対する激励金）
- ・ その他（上記の他、市長が特に支出する必要があると認める経費）

(支出基準)

- ・ 御祝 1万円以内
- ・ 会費 会費額
- ・ 弔事 香料は1万円以内、楯等は実費額 ※弔事支出基準は別紙
- ・ 見舞い 5千円以内
- ・ 激励金 1万円以内
- ・ その他 社会通念上妥当と認める額

(別紙)

弔事支出基準

対象者		対応		
		弔辞	香料	密・供花等
自治功労者	本人	○	10,000	○
	1親等以内の親族		5,000	
市議会議員	本人	○	10,000	○
	1親等以内の親族		5,000	
行政委員等	本人		10,000	○
	1親等以内の親族		5,000	
審議会等の委員	本人		10,000	○
	1親等以内の親族		5,000	
市職員	本人	○	10,000	○
	1親等以内の親族		5,000	
外部団体の委員等	本人		10,000	○
	1親等以内の親族		5,000	
その他市長が特に必要と認める者		市の業務・市との関わりを判断基準とする (上記に準じて判断する)		

※1 行政委員とは地方自治法第180条の5 各号に定める委員(教育委員・選挙管理委員・公平委員・監査委員・農業委員・固定資産評価審査委員)

※2 審議会等の委員とは市長が委嘱・任命する委員または市長等の推薦により国・府より任命等された者(民生児童委員・人権擁護委員等)

※3 外部団体の委員等とは、商工会議所、観光協会など市政に貢献のある団体をいう

※4 上記の基準のうち、香料が辞退の場合は供花等に充てることができる。